

政令第二百七十三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第十七号）附則第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「次項」を「附則第三項」に改める。

附則中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

（法附則第二項の政令で定める日）

2 法附則第二項の政令で定める日は、平成三十五年三月三十一日とする。

附 則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法

律（平成三十年法律第六十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

理由

幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積の特例を講ずる期限を定める必要があるからである。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三三号）（抄）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この政令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（附則第三項において「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。 （法附則第二項の政令で定める日）</p> <p>2 法附則第二項の政令で定める日は、平成三十五年三月三十一日とする。</p> <p>3 一部改正法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する法第七條第二項第一号の二の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、第一条各号に掲げる法律とする。</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この政令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（次項において「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（一部改正法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する法第七條第二項第一号の二の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律）</p> <p>2 一部改正法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する法第七條第二項第一号の二の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、第一条各号に掲げる法律とする。</p>